

保育所における医療的ケアが必要な子どもに対する 支援の実態と保育所看護職の認識

The actual situation of Support for Children Requiring Medical Care and Nurse's Awareness in Nursery School

空田 朋子*

Tomoko Sorata

要旨

本研究は、保育所看護職を対象に調査を行い、保育所における医療的ケアが必要な子どもに対する支援の実態と保育所看護職が医療的ケアについてどのような認識を持っているのかを明らかにし、医療的ケアが必要な乳幼児期の子ども達の支援の在り方を検討することを目的とする。調査の結果、回答を得られた保育所看護職の中で医療的ケアに対応している保育所看護職は約1割であった。保育所看護職の認識として、看護職の約7割が医療的ケアの対応の必要性を感じている一方で、実際に現在所属する保育所での医療的ケアの対応が可能と感じている看護職は約3割であることが分かった。また、保育所でクラスを担当しないフリーの立場で配置され、保健業務に専念できる保育所看護職が、有意に医療的ケアへの対応が可能と認識していた。そして、保育所看護職の約9割が、保育所で医療的ケアに対応するためには「医療機関・専門機関との連携」が必要と感じていた。また、医療的ケアに対応している保育所において、保育士が医療的ケアを看護職と共に実施している実態が明らかになり、約8割の保育所看護職が、保育所で医療的ケアに対応するためには、保育士に対しても医療的ケアに関する研修をしてほしいという意識があることが分かった。保育所で医療的ケアに対応するためには、1. クラスを担当しないフリー配置で医療/保健業務に専念できる看護職の確保、2. 医療機関・専門機関との連携体制、3. 保育士と看護職の協働、の3つが必要であると示唆された。

キーワード：医療的ケア、看護職、保育所

Key words: Medical Care, Nurse, Nursery School

I. はじめに

医療的ケアを必要とする子ども達は、小児在宅医療の推進や医療の進歩により自宅での生活が可能になり、地域の中で成長・発達している。文部科学省によると医療的ケアが必要な児童生徒数は、平成24年度7488名で、医療的ケアが必要な子どもの数は年々増加しており、在籍数に対して医療的ケアが必要な子どもの割合は、小学部10.7%、中学部6.4%、高等部3.1%と低年齢ほど高い割合を示している¹⁾。これまで、我が国では前述したような社会背景をうけて、平成17年から、全都道府県の特別支援学校への看護師の配置・派遣を実施してきた。また、看護

師の配置・派遣の下で研修を受けた教員が医療的ケアを行うことが許容される標準的範囲が示され、現在、特別支援学校においては、看護師と教員による医療的ケアの対応が行われている。

しかし、地域の保育所における医療的ケアの対応は進んでいないのが現状である。近年、医療的ケアが必要な幼児の保育所への入所を求める訴訟が起こるという事態も生じており、地域の中で生活する医療的ケアが必要な乳幼児が抱える問題が明らかになってきている。下川は、「医療的ケア」の有無を保育や教育行政の処分・措置の条件にするのではなく、適切な支援が受けられるように自治体は一層の充実

*山口県立大学看護栄養学部看護学科

*Department of Nursing, Faculty of nursing and Nutrition, Yamaguchi Prefectural University

が求められると述べている²⁾。上記のように医療的ケアが必要な子ども達は、「医療的ケア」を理由に地域の中で保育所への入所が困難な場合も少なくない。「医療的ケア」や障害の有無に関わらず、子ども達一人ひとりが自分達の暮らす地域の保育所や学校へ通うことは、我が国の障害者基本法に謳われている「地域社会における共生」の確立や特別支援教育の中で推進されている「交流・共同学習、障害児理解」に向けた重要な課題である。しかし、特別支援学校に看護師が配置・派遣されてから、特別支援学校での医療的ケアに関する研究については散見されるようになってきたが、保育現場における医療的ケアが必要な子ども達の保育に関する研究は、保育所への入所や復園・就学準備の経緯を紹介した事例報告のみと少なく^{3) 4)}、医療的ケアが必要な子ども達の具体的な保育の実態は明らかになっていない。

そこで、本研究は、保育所看護職を対象に調査を行い、保育所における医療的ケアが必要な子どもに対する支援の実態と保育所看護職が医療的ケアについてどのような認識を持っているのかを明らかにし、医療的ケアが必要な乳幼児期の子ども達の保育所における支援の在り方を検討することを目的とする。

II. 用語の定義

本研究における「医療的ケア」とは、「治療を目的としたものではなく、生活行為として、障害のある子どもの生命維持や健康の維持・増進のために行う経管栄養、痰の吸引、導尿、酸素療法、内服・吸入・皮下注射などを含む与薬等のケア」とした。ただし、厚生労働省が平成17年に通知した「医師法17条・保助看法31条の解釈について」⁵⁾の中で示された原則医行為でない与薬は、本研究の「医療的ケア」の定義から除くことにした。

また、本研究において保育所看護職がクラスを担当していない配置状況を「フリー配置」、クラスを担当している配置状況を「クラス配置」と定義した。

III. 方法

1. 対象者

全国の保育所看護職955名を対象とした。

2. 調査方法および調査内容

全国保育園保健師看護師連絡会の協力を得て、会に所属する保育所の看護職に調査を依頼した。また、

全国保育園保健師看護師連絡会に所属していない保育所の看護職に関しては、文献や保育所のホームページ等での検索を行い、看護職が配置されている保育所に依頼し、了解が得られた保育所の看護職に依頼した。対象者に倫理的配慮を記載した調査依頼書・調査用紙・返信用封筒の一式を送付し、回収方法は対象者が回答後に返信用封筒に入れて返送する方法とした。調査期間は平成22年9月～10月であった。調査内容は、保育所看護職の基本属性、所属する保育所での医療的ケアへの対応の有無、医療的ケアに対応している場合の医療的ケア実施状況、保育所における医療的ケアに関する保育所看護職の認識である。医療的ケアに関する保育所看護職の認識については、5件法で回答を求めた。

3. 倫理的配慮

本研究は、研究者が所属する機関の生命倫理委員会の承認を得て実施した。対象者への調査依頼書には、アンケートは無記名であり、データは統計処理を行われ、個人は特定されないことなどの匿名性の保証に関する事、参加は自由意志であること、研究協力承諾後においてもいつでも研究協力拒否が可能であること、本研究以外にデータを使用しないこと、研究結果を公表する際には個々の対象者を特定できないようにすることを記した。また、質問紙の返信をもって研究への同意とすることを調査依頼書に明記した。

4. 分析方法

分析は、IBM SPSS Statistic 19を用いて行った。単純集計及び医療的ケアに関する看護職の認識の比較にはMann-Whitney U検定を用い、すべての有意水準は5%とした。

IV. 結果

有効回答数308で、有効回答率32.2%であった。

1. 保育所看護職の基本属性

保育所看護職の雇用形態は、常勤262名(85.1%)、非常勤46名(14.9%)であった。配置状況は、フリー配置164名(53.8%)、クラス配置137名(44.9%)、病後児室3名(1.0%)、保健室1名(0.3%)であり、クラス配置のうち、0歳児クラス担当が124名(90.5%)であった。保育所における看護職配置人数は1人配置が264名(85.7%)で、2人以上配置は31名(10.0%)

であった。看護職の業務内容は、主に園児の健康支援や健康な環境づくりなど園の保健・安全管理を行う「保健業務」に専念と回答した看護職は67名(21.7%)で、「保健業務/保育業務の兼務」と回答したのは223名(72.4%)であった。(表1)

表1 保育所看護職の属性 (n=308)

		人数	(%)
雇用形態	常勤	262名	(85.1%)
	非常勤	46名	(14.9%)
配置状況	フリー配置	164名	(53.8%)
	病後室児配置	3名	(1.0%)
	保健室配置	1名	(0.3%)
	クラス配置	137名	(44.9%)
	うち0歳クラス担当	124名	(90.5%)
無回答	3名	(1.0%)	
配置人数	1人配置	264名	(85.7%)
	2人以上配置	31名	(10.0%)
	無回答	13名	(4.3%)
業務内容	保健業務	67名	(21.7%)
	保健/保育業務の兼務	223名	(72.4%)
	その他(事務職兼務など)	17名	(5.6%)
	無回答	1名	(0.3%)
医療的ケアへの対応	対応あり	41名	(13.3%)
	対応なし	267名	(86.7%)

2. 保育所における医療的ケアが必要な子どもに対する支援の実態

保育所看護職308名のうち、医療的ケアに対応している保育所に所属していると回答した看護職は、41名(13.3%)であった。(表1)

1) 保育所で実施している医療的ケアの内容と医療的ケアの実施者

医療的ケアに対応している保育所に所属している41名の看護職が回答した保育所で実施している医療的ケアの内容(複数回答)は、「坐薬」が最も多く27件で、次に「内服」21件、「導尿」9件の順であった。(表2)

表2 医療的ケアの内容(複数回答)

坐薬	27件
内服	21件
導尿	9件
吸入	7件
軟膏処置	5件
口鼻腔吸引	4件
気管内吸引	3件
経管栄養注入	2件
血糖値測定	2件
脈拍測定	1件
人工肛門管理	1件
酸素療法	1件

また、保育所における医療的ケアの実施者(複数回答)は、保育所に配置されている看護職が最も多く36名で、医療的ケア担当の看護師と回答したのは4名であった。そして、看護師と共に保育士が実施していると回答したのが5名みられた。また、保護者や本人、そして外部の訪問看護師が実施しているという回答もみられた。(表3)

表3 医療的ケアの実施者(複数回答)

保育所看護職(看護師・保健師)	36名
保育士 *全て看護師と共に実施	5名
医療的ケア担当の看護師	4名
保護者	4名
本人(保護者等の見守りのもと)	2名
訪問看護師	1名

2) 医療的ケア実施に関する手続きと連携先

医療的ケアに対応している保育所に所属している41名の看護職に、保育所における医療的ケア実施の場合の手続き(複数回答)で必要となるものを尋ねたところ、「医師からの診断書・意見書」が29件、「保護者からの医療的ケア実施依頼書」29件、「医師からの医療的ケア指示書・依頼書」が17件などであった。(表4)

表4 医療的ケア実施の手続き等(複数回答)

診断書・意見書(医師)	29件
医療的ケア実施依頼書(保護者)	29件
医療的ケア指示書・依頼書(医師)	17件
医療的ケア実施承諾書(保護者)	7件
その他 *保護者を含めた医師との面談等	5件

また、医療的ケアに対応する際の専門機関等との連携について尋ねたところ、「連携がある」と回答したのは32件で、「連携がない」と回答したのは8件であった。連携先(複数回答)については、「園医・委託医」25件、「主治医」18件、「他保育所の看護職」14件の順であった。(表5)

表5 専門機関等との連携の有無と連携先（複数回答）

連携あり	32件
連携なし	8件
<hr/>	
<連携先>	
園医・委託医	25件
主治医	18件
他保育所の看護職	14件
療育機関	7件
保健センター・保健所	5件

3. 医療的ケアに関する保育所看護職の認識

308名の保育所看護職に、保育所における医療的ケアに関して、所属する保育所における医療的ケア実施の有無に関わらず、「医療的ケアが必要な子どもがあなたの保育所への入所を希望されている場合」とし質問を行い、5件法（1. 思わない、2. あまり思わない、3. どちらとも言えない、4. 少し思う、5. 思う）で回答を求めた。

その結果、保育所での医療的ケアへの対応の必要（以下、対応必要度とする）について、「思う」「少し思う」と回答したのは202名（65.5%）であった。一方、現在所属する保育所での医療的ケアの対応が可能（以下、対応可能度とする）と「思う」「少し思う」と回答した看護職は80名（26%）で、対応が可能と「思わない」「あまり思わない」という回答が124名（40.3%）であった。（表6）

表6 保育所看護職の医療的ケアに関する認識 (n=308)

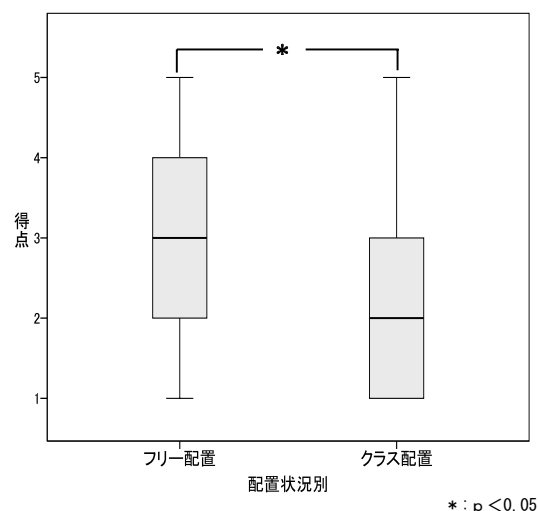
	思う	少し思う	どちらとも言えない	あまり思わない	思わない	無回答
対応必要度	159名 (51.6%)	43名 (13.9%)	84名 (27.2%)	6名 (1.9%)	3名 (1.0%)	13名 (4.4%)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">必要 202名 (65.5%)</div>						
対応可能度	28名 (9.1%)	52名 (16.9%)	104名 (33.8%)	64名 (20.8%)	60名 (19.5%)	0名 (0%)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">可能 80名 (26%)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">可能ではない 124名 (40.3%)</div>						

4. 医療的ケアの対応可能度に関する保育所看護職の認識の比較

1) 保育所看護職の配置状況別の比較

保育所における看護職の配置状況の回答から保育所看護職を、「フリー配置」群と「クラス配置」群の2群に分類した。保育所での医療的ケアの対応可能度に関する保育所看護職の認識を得点化（1点～5点）し、得点が高いほど医療的ケアの対応が可能であることを示すことにした。配置状況別の2群の認識得点を比較すると、「フリー配置」群の保育所看護職の方が有意に「医療的ケアの対応が可能」と認識していた。（図1）

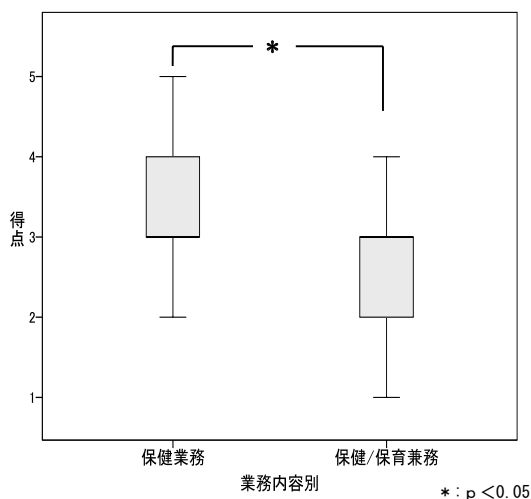
図1 医療的ケア対応可能度に関する看護職の認識の比較（配置状況別）



2) 保育所看護職の業務内容別の比較

保育所における看護職の業務内容の回答から保育所看護職を、「保健業務」群と「保健 / 保育業務の兼務」群の2群に分類した。保育所での医療的ケアの対応可能性に関する保育所看護職の認識を得点化（1点～5点）し、得点が高いほど医療的ケアの対応が可能であることを示すことにした。業務内容別の2群の認識得点を比較すると、「保健業務」群の保育所看護職の方が有意に「医療的ケアの対応が可能」と認識していた。（図2）

図2 医療的ケア対応可能性に関する看護職の認識の比較
(配置状況別)



5. 保育所における医療的ケアの対応に必要な体制について

308名の保育所看護職に、保育所で医療的ケアに対応するために必要と思う体制について複数回答で尋ねたところ、「医療機関・専門機関との連携」が最も多く、288名（94.1%）が必要と感じていた。次に、「看護師の研修」250名（81.7%）「担当看護師の配置」237名（77.7%）、「保育士の研修」237名（77.7%）、「施設のバリアフリー化」218名（71.2%）の順であった。（表7）

表7 医療的ケアの対応に必要な体制（複数回答）(n=308)

内容	人数	(%)
医療機関・専門機関との連携	288名	(94.1%)
看護師の研修	250名	(81.7%)
担当看護師の配置	237名	(77.7%)
保育士の研修	237名	(77.7%)
施設のバリアフリー化	218名	(71.2%)

V. 考察

1. 看護職の確保と看護職の勤務条件の設定

今回の調査から、回答を得られた保育所看護職のうち、医療的ケアに対応している保育所看護職は41名（13.3%）で約1割であることが分かった。また、医療的ケアに対応している保育所での医療的ケアの実施者は、保育所看護職が最も多く実施していた。しかし、医療的ケア担当の看護師を確保している例もわずかにある一方で、保育所に看護職がいるにも関わらず、保護者が保育所に来て医療的ケアを実施している例もあることが明らかになっている。上記の結果から、保育現場で医療的ケアへ対応している保育所看護職は、割合として少ないことが分かる。その上、実際に保育所で医療的ケアに対応していても保育所看護職だけでは十分に医療的ケアに対応出来ない現状が伺える。これは、保育所看護職の約7割が医療的ケアの対応の必要性を感じている一方、実際に現在所属する保育所での医療的ケアの対応が可能と感じていたのは約3割であることから推測される。保育所における看護師配置は、保育所設置基準における乳児保育に関する通知によって配置されており、保育士定数内で配置されている看護職も多く⁶⁾、今回の調査結果でも約7割の保育所看護職が、保育所全体の保健業務だけでなく保育業務を兼務していることが明らかになっている。また、保育所に看護職の配置があったとしても約9割の看護職が1人配置であることから、保健業務だけでなく保育業務も担う保育所看護職にとって、看護職だけで医療的ケアが必要な子どもへ対応することは困難であることが推測される。今回の調査で約8割の保育所看護職が、保育所で医療的ケアに対応するためには「担当看護師の配置」が必要と感じていた。そして、クラスを担当しないフリーの立場で保育所に配置され、保健業務に専念できる保育所看護職の方が有意に「医療的ケアへの対応が可能」と認識していた。このことから、保育所で医療的ケアに対応していくためには、保育所の中でフリーの立場で医療的ケアに対応でき、保育所内の医療・保健業務に専念出来る看護職を配置する必要があることが示唆される。村上らの先行研究によると、保育所において看護職配置園のほうが、保健活動がより充実しており看護職の長所を挙げていることが報告されている⁷⁾。また、荒木らの調査では、看護師等を配置していない

保育所の6割以上が、園児の事故や病気、健康管理や保健指導において困ったことがあったという結果が示されている⁸⁾。これらの先行研究からも保育所での看護職の役割の重要性は示唆されており、保育所において医療的ケアに対応していくためには看護職の配置を進めていくことは必須と考えられる。しかし、看護職未配置保育所を対象に行った長尾らの研究では、看護職の配置が必要であると答えた保育所は7割であるが、「財政的余裕がない」「保育士の確保を優先」「自治体の方針」「児童福祉施設最低基準に定められていない」などの現実的な制約から配置が進まないことが示されている⁹⁾。このように様々な要因により、保育所への看護職の配置が進まない中で、医療的ケアが必要な子ども達を支援していくためには、保育所における看護職確保として、全てが保育所に看護職を「配置」という方法だけでなく、今回の調査において、医療的ケアに対応している保育所看護職の1名が回答していたように、訪問看護師を保育所においても利用できるような訪問看護制度をシステムとして作るなど、様々な方法を取り入れながら柔軟に対応していくことも必要と考えられる。

2. 医療機関・専門機関との連携体制

保育現場において、ほとんどの保育所看護職が保育所の中で1人配置であることから、保育所で医療的ケアに対応するためには、医療的ケアを行う保育所を支えるサポート体制を整えることも重要である。今回の調査で医療的ケアに対応する際、専門機関等と連携している例が多くみられたが、「連携がない」という実態も明らかになった。保育所看護職の約9割が、保育所で医療的ケアに対応するためには「医療機関・専門機関との連携」が必要と感じており、保育所が地域の中で連携先の確保をスムーズに行えるような体制を確立していかなければならない。そのためには、保育所のある自治体を中心に保育所と医療機関・専門機関との連携をシステムとして作りあげていくことが必要と考えられる。

3. 保育士と看護職の協働の必要性

今回の調査で約8割の保育所看護職が、保育所で医療的ケアに対応するためには「担当看護師の配置」や「看護師の研修」だけでなく、「保育士の研修」についても必要と回答していた。保育所看護職は、保

育所として医療的ケアの子ども達を預かる上で看護職だけでなく、保育士に対しても医療的ケアに関する研修をしてほしいという意識があることが分かった。そして、実際に今回の調査結果からも、保育士が医療的ケアを看護職と共に実施している例が明らかになっている。現在、特別支援学校では、研修を受けた教員が、許容される行為の標準的範囲内のケアを実施しており、医療的ケアが必要な児童生徒への対応は教員と看護師の協働で行っている。今後、保育所においても保育士や看護職がそれぞれの専門職として協働し、医療的ケアが必要な子ども達の保育に対応していくことが求められる。そのためには、保育士への教育プログラムを作成し、教育・研修体制を早急に整える必要がある。そして、保育士が子どもの健康管理の一環として医療的ケアについての知識を持ち、研修等を受けた後に、特別支援学校の教員のように許容されるケアの実施を担う体制も確立していく必要があると思われる。

VI. 今後の課題

今後、医療技術がますます進歩し、医療的ケアへの対応は地域社会の中で不可欠のものとなる。医療的ケアが必要な子ども達への支援において、特別支援学校への看護師配置・派遣システムが確立されたように、各自治体で医療スタッフを重点的に配置した医療的ケア対応拠点保育所を設置・整備し、医療的ケアが必要な子ども達の受け入れを国のモデル事業として取り組んでいくことが今後の課題と考える。

本研究は、平成21～22年度科学研究費補助金〔若手研究B、課題番号21792273〕の助成を受けて行った研究の一部である。なお、この内容の一部は第58回日本小児保健協会学術集会にて発表した。

謝辞

本研究にご協力いただきました全国の保育所看護職の皆様には厚く御礼申し上げます。また、全国保育園保健師看護師連絡会の運営委員及び事務局の皆様にも深く御礼申し上げます。

文献

1) 文部科学省：平成24年度特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果について、<http://>

www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/
material/_icsFiles/afieldfile/2013/05/14/13349
13.pdf、2013年9月11日閲覧

- 2) 下川和洋：気管切開をした幼児の保育園入園に関する訴訟とその意義、障害児問題研究、35 (2)、148-154、2007
- 3) 高瀬恵、飯田苗恵、下田晶子：医療的ケアが必要な児の保育所通所における支援体制構築の経緯と生活課題 出生から卒園に至るまで、日本看護学会論文集地域看護、40、35-37、2010
- 4) 山本知恵：継続した医療的ケアが必要な患児の復園と就学準備の支援、日本看護学会論文集小児看護、36、116-118、2005
- 5) 厚生労働省：医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）
http://www.whoirei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1203、2013年9月5日閲覧
- 6) 遠藤幸子：保育所保健の実践研究（1）保育所における看護職の役割と活用、厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）平成12年度研究報告書、3、636-638、2001
- 7) 村上慶子、西垣佳織、上別府圭子：東京都23区内の保育所における保健活動と看護職の役割に関する実態調査、小児保健研究、68 (3)、387-394、2009
- 8) 荒木暁子、遠藤巴子、羽室俊子、佐藤秋子、三好順子：岩手県の保育園保健の実態と看護職の役割、岩手県立大学看護学部紀要、5、47-55、2003
- 9) 長尾史英、柄澤邦江、塩原智子、神澤絢子、脇坂幸子：看護職未配置保育所における保健業務の遂行状況と必要性の認識、小児保健研究、70 (4)、529-534、2011

